8　次の文章を読んで、後の問い（問１～問７）に答えよ。

〈大阪大〉　二〇一四年度出題

　今は昔、（注）のに兄弟二人の人ありけり。一人は母が子なり、一人は父が子なり。

　その父が子幼少にして、父母ともに死にけり。しかれば、弟が母に、弟とともにす。母が子の、母に孝養せむはことわりなり。父が子、継母に孝養する事、アの母にも勝れたり。しかる間、隣の家の人、酒にひて、その家にたりて、その母をりはづかしむ。

　その時に、この二人の子、これを聞きて、この罵る人をめて打つほどに、すでに打ち殺しつ。子、犯すところの罪重しといへども、母を思ひてによりて、逃げずして門を開きて家にあり。しかる間、官の使来たりて、この二人の子を捕へて、殺さむとする時に、兄、使に言はく、「この事、我が犯すところなり。やかにわれを殺さるべし。弟はその咎なし」と。また、弟の言はく、「兄は更に殺す事なし。これ、我が殺せるところなり。しかれば、われを殺さるべし」と。イかくのごとき互ひに命を失はむ事を譲り言ふ。

　使、この事を聞きて、怪しび思ひて、ちにこの罪を定めむ事あたはずして、帰りて、国王にこの由を奏す。国王のはく、「その母を召して問はるべきなり」とて召すに、すなはち召しに随ひて母参りぬ。問ひて言はく、「が子共、何事によりて、忽ちに命を失はむ事を互ひに譲りて、命を惜しまざるぞ」と。母答へて言はく、「この咎、ただ、がところにあり。妾が、子を教へて殺さしめたるなり」と。国王の宣はく、「ウ罪法限りあり。汝、子の罪に代はらむと言ふ事あるべからず。エただ、その子二人を殺すべし。ただし、一人を殺して一人をすべし。汝、いづれの子をか愛し、いづれの子をか憎む」と。妾、申して言はく、「この二人の子のなかに、弟は妾が子なり。兄は父がのの子なり。その父、死にし時、オ妻とありしによりて、妾に語りて言はく、『この我が子は母なし。われ、また死なむとす。にして頼むところあらじ。われ、死する時に臨みてこの事を思ふに、安からず』と言ひき。妾答へて申ししやう、『われ、汝がに随ひて、この子のためにカ愚かになくして母がごとくならむ。汝、キこの事によりて思ひを留むる事なかれ』と。父、この言を聞きて、喜びて死にき。しかれば、その言をたじと思ふによりて、妾、我が子を殺して父が子を免さむと思ふなり」と申す。

　その時に、国王、妾が言を聞きて、りを忘れざる事をれび感じて、みな免したまひつ。妾、また喜びて、二人の子を引き具して、家に帰りにけり。

　に約をへずして、我が子を殺して継子を免さむと思ふ心ありがたしとなむ、聞く人みな哀れびめけるとなむ語り伝へたるとや。

（『今昔物語集』による）

（注）　震旦　中国の異称。

問１　傍線部ア「の母にも勝れたり」とはどういうことを言うのか、わかりやすく説明せよ。

問２　傍線部イ「かくのごとき互ひに命を失はむ事を譲り言ふ」を、主語を補って現代語訳せよ。

問３　傍線部ウ「罪法限りあり」とはどういうことを言うのか、本文から考えられるところをわかりやすく説明せよ。

◎問４　傍線部エ「ただ、その子二人を殺すべし。ただし、一人を殺して一人をすべし」とあるが、最終的に国王が全員をゆるしたのはなぜか、わかりやすく説明せよ。

問５　傍線部オ「妻とありしによりて」を、主語を補って現代語訳せよ。

問６　傍線部カ「愚かになくして」を現代語訳せよ。

問７　傍線部キ「この事」とはどのようなことを言うのか、二〇字程度でまとめよ。

# 【解答と採点基準】

問１　Ａ（父の連れ子である）兄が、Ｂ実の母以上にＣ（弟の実母である）継母に対してＤ親孝行を尽くしたということ。

Ａ＝２／Ｂ＝３／Ｃ＝２／Ｄ＝３

問２　Ａこのように兄弟は互いにＢ死罪になるのは自分のほうだと、相手の無実を主張しかばい合った。

Ｂがなければ全体０。「無実の罪をかぶろうとする」「相手の無実を主張する」のどちらかがあれば可。

Ａがなければ減点２。

問３　罪を犯してもいない（人を殺してもいない）母親に、Ａ子どもの犯した罪を負わせてＢ子の身代わりとしてＣ母を処罰することはできないということ。

Ｃがなければ全体０。

Ａ＝３

Ｂ＝３

Ｃ＝４

問４　母が、Ａ実母として実子のように育てるという亡き夫との約束を守るために、Ｂ実の子を殺してもＣ夫の連れ子の命を助けようとする姿にＤ強く胸を打たれたから。

Ａの内容「夫との約束を守るために」、Ｂの内容「実子を犠牲にしようとした」、Ｃの内容「夫の連れ子（先妻の子）を助けようとした」の三点の要素が一つでも欠けていれば全体０。

Ａのうち「亡き夫」となっていなければ減点２。約束の中身「実子のように育てる」がなければ減点３。

Ｄと同趣旨の内容がなければ減点３。

# 問５　わたしはもう（後）妻となっていましたので

「わたし」がなければ０。

問６　おろそかに扱うのではなくて

「いいかげんに」「疎略に」なども可。

問７　Ａ実の父母を亡くした子が、Ｂよりどころを失うこと。（23字）

Ａ・Ｂどちらが欠けても全体０。

Ａのうち「実の父母」は「父母」でも可。

Ｂは「ひとりぼっちになる」なども可。

# 【現代語訳】

　今はもう昔のこと、震旦（中国）の魯州に兄弟二人の人がいた。一人は母の連れ子で、一人は父の連れ子であった。

　その父の子が幼い頃、父も母もともに死んでしまった。それで、（その子は継母である）弟の母に、弟とともに孝行を尽くした。母の子が、実母に孝行するのは道理である。父の子が、継母に孝行するさまは、実の母にもまさっていた。ところが、隣の人が、酒に酔い、その家に来て、その母親をののしりはずかしめた。

　その時、この二人の子が、これを聞きつけ、このののしった人を責めてなぐったところ、ついになぐり殺した。子たちの犯した罪は重いけれども（罪をじゅうぶん自覚していたので）、母を思ってしたことなので、逃げもせず門を開けて家にいた。そうしているうちに、役人がやって来て、この二人の子を捕まえて、殺そうとしたときに、兄が、役人に言うには、「この罪は、わたしが犯したのだ。すぐにわたしを殺しなさい。弟には罪はない」と。また、弟が言うには、「兄は全く殺すことなどしていない。これは、わたしが殺したのだ。だから、わたしを（罰として）殺すべきだ」と。問２このように兄弟は互いに死罪になるのは自分のほうだと、相手の無実を主張しかばい合った。

　使いの役人は、この話を聞いて、不思議に思って、すぐにはこの（隣人をうち殺した）罪状を決定することができずに、戻って、国王にこの旨を奏上した。国王の仰せには、「その母を召喚して問いただせ」と言って召し出すと、すぐに召喚に応じて母が参上した。（役人が）尋ねて言うには、「おまえの子たちは、どうして、ただ今死刑になるようなことを互いに競って、命を惜しまないのか」と。母が答えて言うには、「この罪は、ただもう、わたしに責任があります。わたしが、自分の子に殺させたのです」と。国王の仰せには、「刑罰には情状酌量の余地がない。おまえは、子が犯した罪の身代わりになることはできない。すぐ、その子二人を殺すべきだ。それはそれとして、（とくべつに）一人を殺し、一人を助けよう（これが譲れるぎりぎりの判断だ）。おまえは、どちらの子を愛し、どちらの子を憎むか」と。母が、申し上げて言うことは、「この二人の子のうち、弟はわが子です。兄は父（夫）の前妻の子です。父は、臨終のとき、問５わたしはもう（後）妻となっていましたので、わたしに語って言うことには、『わたしのこの子には実母がいない。わたしも、また死のうとしている。孤児となって頼るところもあるまい。わたしは、死に臨みこのことを考えると、安心できない』と言った。わたしが答えて申しましたことは、『わたしは、あなたの言葉どおり、この子のために（あらゆることを）問６おろそかに扱うのではなくて（実の）母のように尽くしましょう。あなたは、そんなことで（この世に）執着を残しなさいますな』と。父は、その言葉を聞いて、喜んだまま亡くなりました。だから、その約束に違わないようにと思って、わたしは、自分の子を殺して父の子を助けようと思うのです」と奏上した。

　そのとき、国王は、母の言葉を聞いて、約束を忘れなかったことに感じいって、（罪を許して）全員を助命なさった。母も、また喜んで、二人の子を引き連れて、帰宅した。

　まったく（故人との）約束を守り、自分の子を殺しても継子を助けようと思う心はめったにないことだと、（話を）聞くすべての人が感動しほめたたえたと語り伝えているとかいうことである。